

消化器診療の臨床経済評価に係わる研究会

趣 意 書

消化器疾患の検査・治療は、患者の健康を回復させ社会的な営みに戻すという点で、究極的な治療法の一つに挙げられる。そのため、費用対効果などの医療経済的なパフォーマンスは高いと言われており、海外では多くの研究成果が報告されている。例えば胃癌は、早期発見・早期治療により根治や社会復帰が期待でき、関わる診療の社会経済的な寄与は大きいと推察される。また大腸癌は、わが国における死亡統計でも、年々増加しており肺がんや胃がんに次いで死亡数が多い疾患である。これらの疾患の多くは、生活習慣などを基盤として発症する点や、医療費単価が比較的高いという特徴とともに、その発病が働き盛りである50歳～60歳代でも頻発しているのと相まって、社会的な関心が非常に高い領域といえる。また、医療技術の発展や臨床研究の進展などが目覚ましい分野でもあり、侵襲が少なく精度の高い治療及び検査手技や、一次および二次予防などのリスク管理の技術が積極的に臨床応用されてきており、注目を集めている。

一方で、係わる療法自体が十分にその能力を発揮するためには、薬事承認や診療報酬などの関連制度が適切に機能し、かつ円滑に連携することが求められる。我が国ではそれらの環境整備が十分とは言えず、特に、臨床経済学の面からの研究が待たれるところである。

以上のような背景のもと、係わる領域における診療技術の適切な普及や、それらを運用するための環境整備の議論（各種基準やプロトコール）に資することを目的に、消化管領域の診療の臨床経済的価値を定量的に明らかにし、患者や行政に対する各種説明の能力向上の検討を本グループ研究において指向することとした。特に、内科的治療や外科的治療によって得られる効用と費用との比率に着目したパフォーマンス分析などを行い、世界的に利用されつつあるQALY（患者効用：Quality Adjusted Life Year）等のアウトカム測定が本邦においても当該治療で有意義なのか、さらに経済性を評価するためのコストアナライシス手法や費目構造、および品質管理のあり方等についても積極的に検討してゆきたい。

本研究グループにおける研究成果の積み上げにより、消化管領域の診療のさらなる向上、発展、ひいては国民福祉への寄与、貢献が大いに期待される。

平成23年1月1日

代表幹事：田倉智之

大阪大学医学系研究科



平成 23 年 1 月 1 日

消化器診療の臨床経済評価に係わる研究会会則

1. 名称

本会は医療社会経済学研究会とする

2. 目的

本会は、臨床経済的評価に関心を持つ医療関係者および経済学者により消化器領域の診療の臨床経済的価値を定量的に明らかにすることを目的とする。さらに、この研究成果を基に、消化器領域における診療行為の臨床経済的評価に関する理論的根拠を患者や行政に対して提示し、当該診療行為に対する正当な社会的評価の確立を目指す。

3. 事業内容

- ① 研究会を開催する。
- ② その他、本会の目的に沿った事業を行う。

4. 会員

本会の会員は、会の目的に賛同する医療関係者および経済学者とする。また、入会を希望する者は事前に事務局に届け出るか、会当日に入会の手続きをする。その際、未公開研究に対する秘密保持契約を結ぶこととする。

5. 役員

- ① 本会には次の役員をおく

代表幹事	1名
幹事	若干名
事務局幹事	1名
会計監事	1名

- ② 幹事会

幹事会は会の運営をつかさどり、世話人、幹事、事務局幹事、監事にて構成し、研究会の運営を行う。

- ③ 役員を選出

役員は幹事会にて選出される

- ④ 役員の任期

役員の任期は3年とする。ただし再選は妨げない。

6. 運営

- ① 本会の会費およびその他の収入により運営する。
- ② 本会を共催にて開催する場合、共催者は本会の目的・活動内容・運営方法について理解し、本会と十分な協議のうえ活動に参加する。

7. 事務局

本会の事務局を旭川医科大学内科学講座消化器・血液腫瘍制御内科学分野におく。

8. 会計

- ① 年会費は 1000 円とし初会当日に徴収する。
- ② 会計報告は年 1 回の幹事会にて行い、承認を得るものとする。

9. 会則の変更

本会会則の変更は幹事会の議決をもって行う。

10. 付則

この会則は平成 23 年 1 月 1 日より施行する。尚、会期は平成 25 年 12 月 31 日までとし、会期の延長は、幹事会にて協議により決定する。

「申し合わせ事項」

1. 役員

代表幹事	田倉智之	大阪大学
幹事	高後 裕	旭川医科大学
	藤谷幹浩	旭川医科大学
	柴田 好	旭川厚生病院
	斉藤裕輔	市立旭川病院
	谷口雅人	小笠原クリニック
会計監事	太田智之	札幌東徳洲会病院

2. 研究会の開催

定例研究会は年 3 回開催する。さらに、必要に応じて定例以外の研究会を開催する。

3. 発表の記録

発表内容は記録し、相応の学術雑誌に投稿する。